

介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の
電子化の実現に向けた調査研究業務等一式
調査結果報告書

令和6（2024）年3月

目次

1. 本事業の背景・目的.....	1
1. 1 背景	1
1. 2 目的	3
2. 保険者及び介護事業所へのヒアリング.....	5
2. 1 保険者ヒアリング実施団体.....	5
2. 2 保険者ヒアリング結果	5
2. 3 介護事業所ヒアリング実施団体.....	9
2. 4 介護事業所ヒアリング結果.....	10
3. 介護 DX 推進の構想検討	15
3. 1 介護 DX 推進による介護保険の業務全体の概要.....	15
3. 2 介護 DX 推進により期待される効果	16
3. 3 ステークホルダーごとのメリットの検討	17
3. 4 全体システムイメージ	20
3. 5 介護 DX 推進のロードマップ	21
4. 継続検討課題.....	23

1. 本事業の背景・目的

1. 1 背景

経済財政運営と改革の基本方針（令和5年6月16日閣議決定）において、『医療DX推進本部において策定した工程表に基づき、医療DXの推進に向けた取組について必要な支援を行いつつ政府を挙げて確実に実現する。（中略）レセプト・特定健診情報等に加え、介護保険、母子保健、予防接種、電子処方箋、電子カルテ等の医療介護全般にわたる情報を共有・交換できる「全国医療情報プラットフォーム」の創設及び電子カルテ情報の標準化等を進めるとともに、PHRとして本人が検査結果等を確認し、自らの健康づくりに活用できる仕組みを整備する。』と閣議決定された。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2023年6月9日閣議決定）においては、介護保険証等、介護分野の各種証明をマイナンバーカードで行えるよう、医療DXの推進に関する工程表に基づき取組を進める、としている。また、医療DX推進本部の推進に関する工程表（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定）では、介護情報の連携等に関し、2026年度（令和8年度）から自治体システムの標準化の取組状況を踏まえ、全国実施していく、としている。

図 1-1 デジタル社会の実現に向けた重点計画と医療DXの推進に関する工程表

デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023年6月9日 閣議決定）

③ 医療・介護・子育て支援における助成券、診察券などとの一体化

自治体による子どもの医療費助成制度や診察券のマイナンバーカード化など、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。介護保険証等、介護分野の各種証明をマイナンバーカードで行えるよう、医療DXの推進に関する工程表に基づき取組を進める。

医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定）

②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

医療や介護などのサービスの提供に関し、患者、自治体、医療機関、介護事業所等で紙の書類のやりとりがされており、患者にとって書類、手帳を持ち運ぶ手間となっているだけでなく、各機関において都度入力する必要があり、また各機関での情報の共有に限界がある。

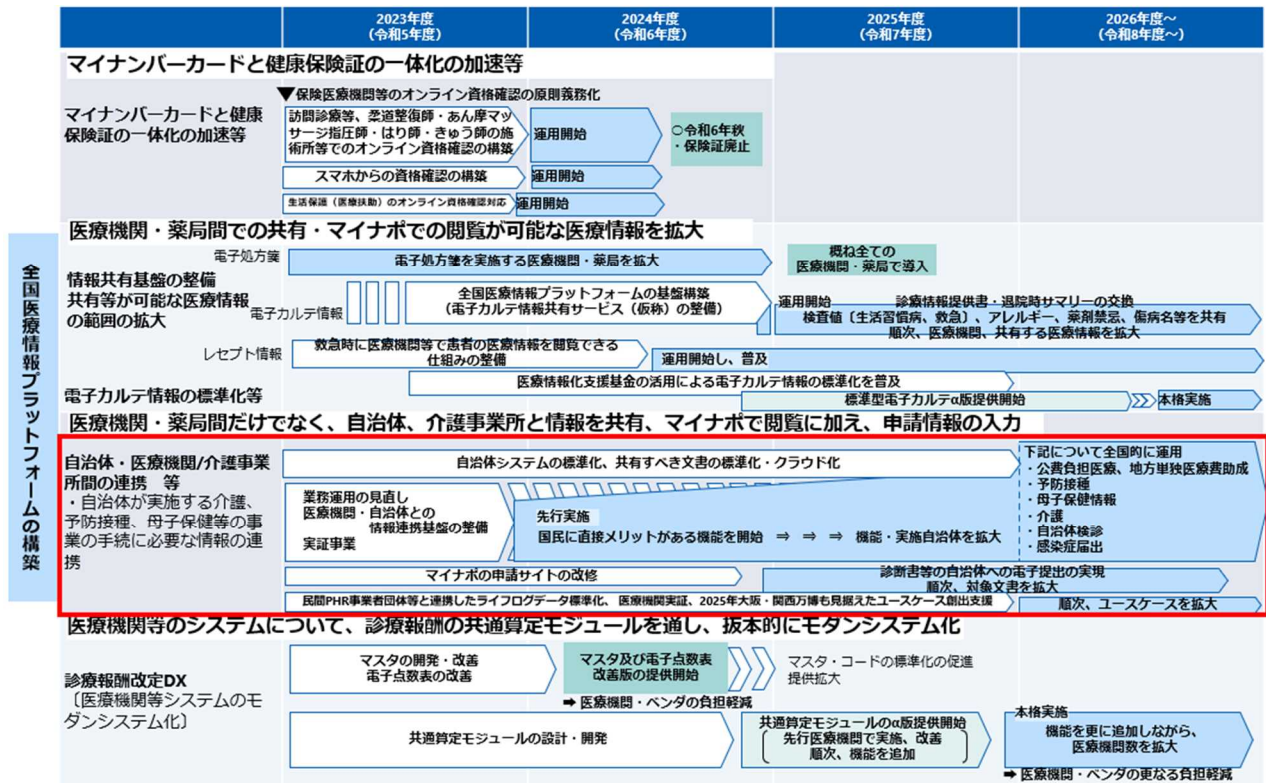
こうした業務フローを見直し、関係機関や行政機関等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有していく。また、個人が行政手続きに必要な情報を入力しオンラインで申請ができる機能をマイナポータルに追加し、医療や介護などの手続きをオンラインで完結させる。

このうち、介護情報については、2023年度中に共有すべき情報の検討や、業務の要件定義、システム方式の検討や自治体における業務フローの見直しを行い、2024年度からシステム開発を行った上で希望する自治体において先行実施し、2026年度から、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国実施をしていく。

出所）デジタル社会の実現に向けた重点計画本文

出所）医療DX推進本部 医療DXの推進に関する工程表

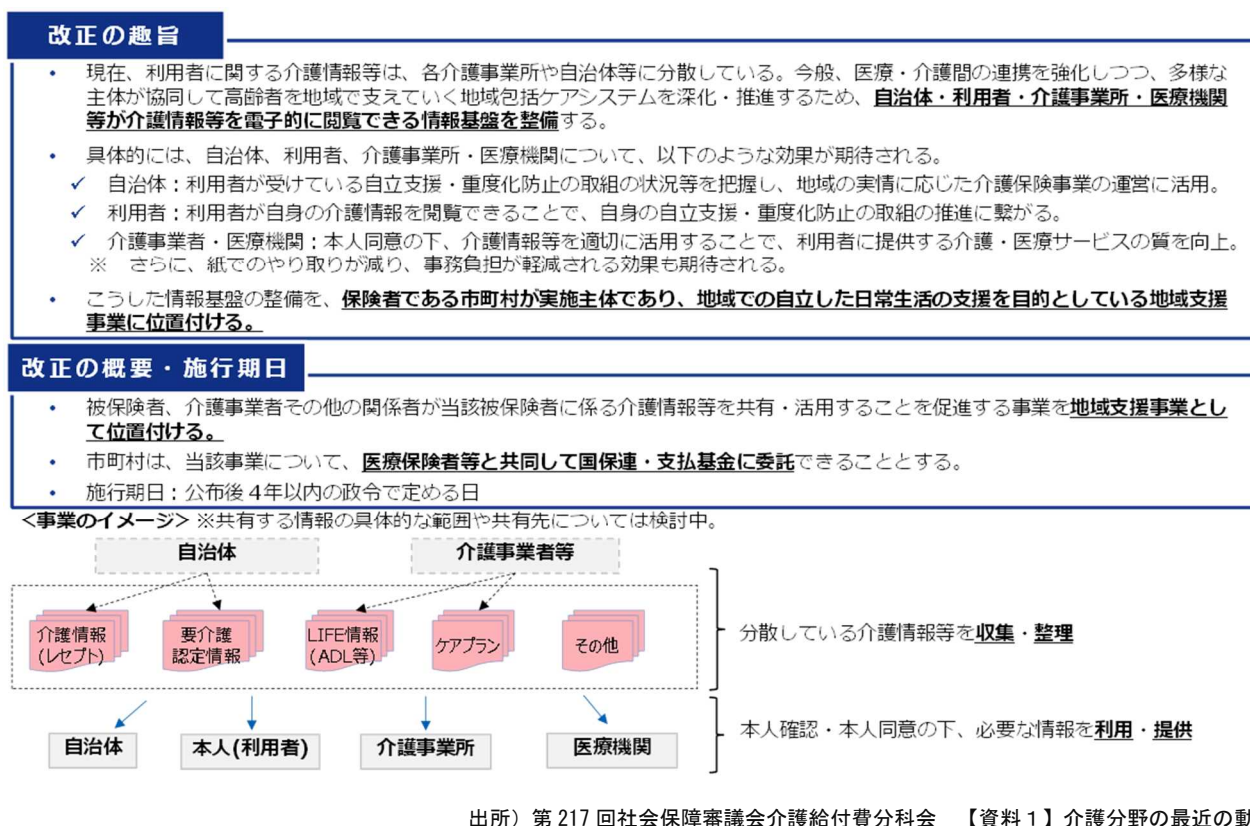
図 1-2 医療 DX の推進に関する工程表



出所）医療 DX 推進本部 医療 DX の推進に関する工程表〔全体像〕

介護情報の電子的な共有の仕組みについて、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）として令和5年5月12日に成立、5月19日に公布された。医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進することを目的とし、介護情報を電子的に共有できる情報基盤の整備については、保険者である市町村が実施主体となり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付けられている。

図 1-3 令和 5 年介護保険法の改正の概要



1. 2 目的

① 介護情報の電子的な共有

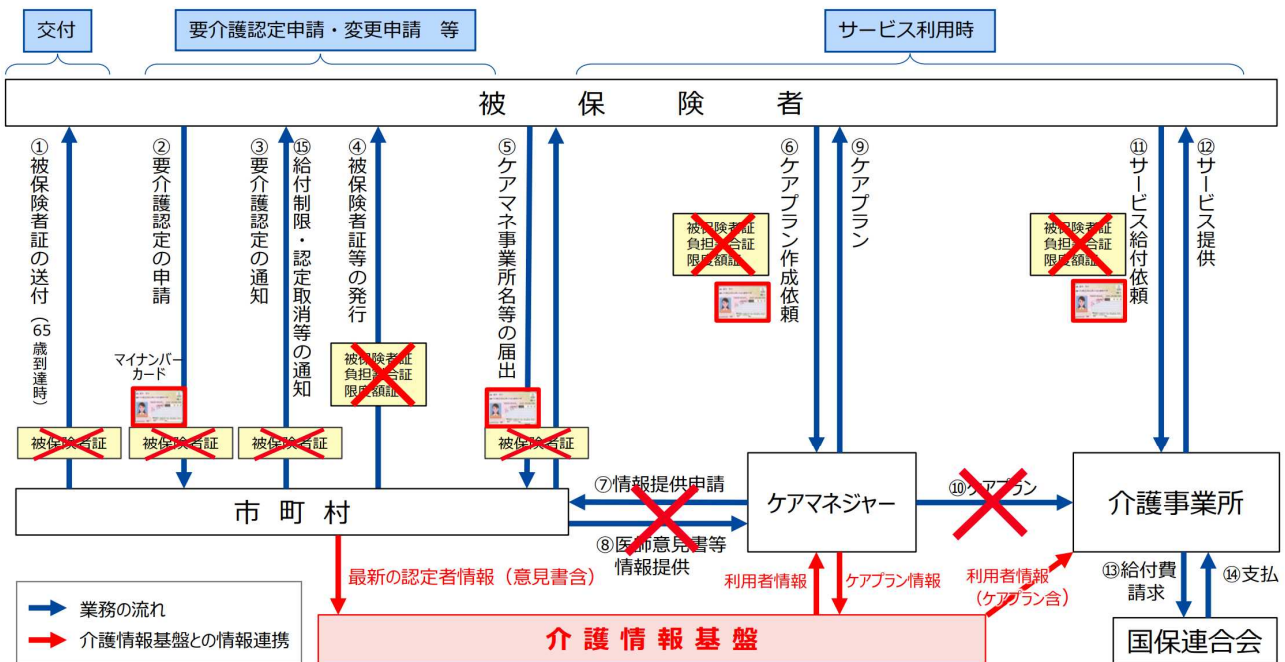
現状、利用者に関する介護情報等(介護レセプト情報、要介護認定情報、LIFE 情報、ケアプラン、主治医意見書等)は、事業所や自治体等に分散し、利用者自身の閲覧、介護事業所間の共有が可能になっていない。本課題を踏まえ、利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる仕組み(情報基盤)を構築し、当該仕組みを通じて、利用者、自治体や事業所等が介護情報等を共有することにより、利便性の向上、業務の効率化、データ共有による多職種連携の強化やデータ活用による介護の質の向上等を実現することを構想する。

② 被保険者証の電子化

現状、介護被保険者がサービスを受ける際は、被保険者、市町村、事業所等の間で紙の介護保険被保険者証による提示、確認等が行われている。証情報の更新や紛失による再発行、年 1 回の負担割合証や負担限度額認定証等の交付、都度の郵送等が必要となっており、自治体における業

務負担が生じている。本課題を踏まえ、介護情報基盤及びマイナンバーカードの活用により電子的に被保険者の資格確認を行うことを可能にすることで業務を効率化することを目的とし、利用者が必要なサービスを受けられることを構想する。

図 1-4 介護被保険者証の電子化



出所) 第 106 回社会保障審議会介護保険部会 資料 2 介護保険被保険者証について

詳細については、別添 基本方針書を参照すること。

2. 保険者及び介護事業所へのヒアリング

作成した基本方針に基づき、保険者と介護事業所に対して、

- ① 現行の紙の介護保険被保険者証による提示、確認等の業務負担を確認した上で、
- ② 認定事務等に対し、介護情報基盤と被保険者証の電子化が完全に実現したと仮定した場合のメリット等を確認する

ことを目的としてヒアリング調査を行った。

2. 1 保険者ヒアリング実施団体

ヒアリングを実施した保険者及び実施目的は以下のとおり。

表 2-1 ヒアリング対象の市町村と実施目的

No.	都道府県	市町村名	実施目的
1	A	A 市	現行の介護保険業務の確認及び、完全電子化が実現したと仮定した場合の構想に対する妥当性・ニーズの調査
2	B	B 市	
3	C	C 区	
4	D	D 市	
5	E	E 市	
6	C	F 区	
7	C	G 市	
8	F	H 市	
9	C	I 区	
10	G	J 広域	
11	C	K 市	主治医意見書の同意フラグに関する確認
12	H	L 市	

2. 2 保険者ヒアリング結果

保険者ヒアリングから得られた主な意見及び課題を以下に示す。

表 2-2 保険者ヒアリング結果

分類	ヒアリング内容	要件定義・課題としての検討状況
介護被保険者証情報の電子化の範囲	電子化の対象となり得る証、電子化の対象外となる証について、疑義はない。	取込済
	「資格者証」「受給資格証明書」についても現行どおりの運用継続としても疑義はない。	取込済
	市町村独自助成で「確認証」等を発行している場合の電子化の取り扱い、 「現物給付」の場合は電子化対象とすることについて事業所側の意見も踏まえ検討が必要。	「現物給付」は事業所側の意見も踏まえ検討が必要
マイナンバーカードによる資格確認等を活用しない者への対応	マイナンバーカードによる資格確認等を活用しない者に対して、本人の資格を証する書面を交付することについて、疑義はない。	取込済
	本人の資格を証する書面の交付は、証情報の電子化切替え後は認定者を対象に被保険者からの申請を契機とすることで問題ない。ただし、認定者に限ることについて法令にて規定されることが前提となるのではないかと、との意見。	証の電子化として継続検討 (課題 No. K1006)
	マイナンバーカードを活用しない者の資格を証する書面に記載される項目により、被保険者からの申請による発行後の記載変更に係る取り扱いについて検討が必要。	証の電子化として継続検討 (課題 No. K1006)
	制度切替え時点の「認定者」に対してはマイナンバーカードの活用状況に関係なく一括発行する等の特別な運用の検討が必要ではないかと、との意見。	証の電子化として継続検討 (課題 No. K1006)
証の電子化後の証情報更新タイミングでの通知	65歳到達時には「被保険者証」の発行・送付に代わり、被保険者としての身分変更(第2号から第1号への変更等)のタイミングでもあることから、「資格取得のお知らせ」を発行することが必要。ただし、「資格取得のお知らせ」には個人情報の記載は必要ない。	取込済
	負担割合が変わった場合、本人から自治体への確認・問い合わせが想定されることから、予め明示的に本人が確認できるようにすべきであり、「負担割合証」の発行・送付に代わり「負担割合決定通知書」を発行することが必要。(新規認定者の負担割合決定時、負担割合が変更になった場合のみ)	取込済
	制度切替時点では、発行済みの証を無効とする時期との兼ね合いで負担割合の一斉通知を行う等、特別な運用の検討が必要ではないか。	証の電子化として継続検討 (課題 No. K1006)

分類	ヒアリング内容	要件定義・課題としての検討状況
保険者からの証情報の連携について	証情報は日次での連携が必要なため、オンライン、自動連携での実現が絶対条件である。	取込済
	証情報以外の介護情報の電子的共有のための情報連携についても、オンライン、自動連携での実現が絶対条件である。	取込済
保険者からの介護情報の電子的共有について	保険者から共有する情報（認定調査票、主治医意見書、認定結果等）について疑義はない。	取込済
	保険者への情報提供依頼は、90%以上がケアプラン作成のためのケアマネからの依頼であるため、ケアマネとの電子的共有が実現できることはメリットが大きいとの意見。	取込済
	効果は大きいと感じる一方で、証の電子的確認の利用率が低迷した場合のメリットの減少や、契約終了したケアマネの情報参照制御への意見があった。	取込済 証の電子的確認利用の低迷によるリスクは継続検討
	事業所への情報セキュリティ対応（各情報に対するアクセス権限の詳細な設定、不正なアクセスがされていないことの監視方法、情報のローカル端末へのダウンロード可否、事業者のアカウント管理レベル等）が必要との意見。	取込済 介護 DX のセキュリティとして継続検討（課題 No. K1004）
	現行の介護情報に関し、第三者が閲覧する事への本人同意に関する状況はシステムで管理していない自治体は3割程度あるため、保険者への同意をもとに情報共有をする場合には、介護情報基盤への第三者がアクセスすることへの本人同意の状況について、当初セットアップ方法によっては同意の再取得が必要となる懸念が挙げられた。	取込済 共有対象情報の同意取得として継続検討（課題 No. K1002）
	保険者とケアマネの間で問い合わせが多い内容として、被保険者証情報以外に、以下が挙げられた。 ・認定審査の進捗状況に関する問い合わせ（全保険者） ・住宅改修費、福祉用具購入費の利用履歴の確認	認定審査の進捗状況については取込済 福祉用具購入費の利用履歴の確認として継続検討（課題 No. K1012）
医療機関からの主治医意見書（電子データ）の伝送	主治医意見書が市町村の指定様式で提出される割合は50%前後のため、意見書が電子データで提出されることの保険者メリットは大きいとの回答が多い。	取込済
	主治医意見書の作成依頼については介護情報基盤経由での依頼が望ましいが、現行どおりの郵送となったとしてもやむを得ないとの意見。	取込済

分類	ヒアリング内容	要件定義・課題としての検討状況
	介護情報基盤経由での依頼となる場合、各医療機関の主治医意見書の電子データ提出の可否の当初セットアップが必要となるが、保険者が各医療機関に確認することには限界がある。	取込済
	主治医意見書の不同意について、実際にはほとんどが同意ありで回答されている。システムへの取り込みの際に誤った入力となっている。(ヒアリングした市町村のシステムでは業務上利用しないフラグのため、検証をしていなかった) ケアマネへの提供の際には紙の同意欄を参照しており、同意の記載がない場合には、主治医に対して返答がない場合には同意ありとする通知を郵送することで改めて主治医に対しての確認を取っている。稀に主治医が同意しないケースもあるが、その場合には、ケアマネに対して窓口での提供はしていない。(同意しない理由の詳細までは市町村では把握していない。)	共有対象情報の同意取得として継続検討 (課題 No. K1002) ※主治医意見書の同意欄を残すかどうか
認定調査票 (電子データ)の伝送	認定調査票については、市町村の指定様式で提出されることがほとんどであるため、介護情報基盤を介して調査票が電子データで提出されることによる効果は薄いとの意見。 (認定調査票が市町村の指定様式で提出されれば全て OCR 等の機械処理で読み込みが可能)	認定調査の電子化については介護 DX 推進の範囲とするが、自治体システム内での実現範囲とする
審査会資料 (PDF)の伝送	審査会資料の伝送について、現状、審査会資料を各審査委員に対して紙で事前送付している場合には、保険者メリットは大きいとの意見。	取込済
	半数の保険者では民間のクラウドサービスを利用(利用予定あり含む)してすでに審査会資料の共有を行っている事例や、審査会資料の事前送付を実施していない事例もあり、一概にメリットがあるわけではない。	取込済 (必須の機能としない)

2. 3 介護事業所ヒアリング実施団体

ヒアリングを実施した介護事業所及び該当サービスは以下のとおり。

表 2-3 ヒアリング対象の介護事業所と該当サービス

紹介元	実施分類	事業所名	該当サービス
A 社	D-a. 居宅介護支援 D-a. 居宅介護支援 で管理される居宅	A 社/在宅サービス担当 1 名	◎居宅介護支援
			◎居宅介護サービス/訪問介護
			◎居宅介護サービス/通所介護
			◎居宅介護サービス/短期入所生活介護（ショートステイ）
			◎地域密着型介護サービス/訪問介護
A 社	D-a. 居宅介護支援 で管理される居宅	A 社/福祉用具貸与・販売 担当 1 名	◎居宅介護サービス/福祉用具貸与
			◎居宅介護サービス/特定福祉用具販売
A 社	D-b. 居宅一居住系サービス（小規模多機能等介護支援専門員の配置義務のある居住サービス）	A 社/居住系サービス担当者：特定施設入居者生活介護、サービス付き高齢者向け住宅 2 名	◎居宅介護サービス/特定施設入居者生活介護
A 社	D-a. 居宅介護支援 D-b. 居宅一居住系サービス（小規模多機能等介護支援専門員の配置義務のある居住サービス）	A 社/居宅介護支援・訪問介護事業所 3 名	◎居宅介護支援 ◎訪問介護/訪問看護
B 社	D-a. 居宅介護支援 で管理される居宅	G 事業所	◎居宅介護サービス/短期入所療養介護
	D-c. 施設		◎施設サービス/介護老人保健施設
		F 事業所	◎施設サービス/介護老人福祉施設

紹介元	実施分類	事業所名	該当サービス
		H 事業所	◎介護医療院
C 社	D-a. 居宅介護支援 で管理される居宅 D-c. 施設	I 事業所	◎短所入所サービス/短期入 所生活介護（ショートステ イ） ◎施設サービス/介護老人福 祉施設
	D-d. 介護予防支援	J 地域包括支援センター	◎介護予防支援
D 社	D-a. 居宅介護支援 で管理される居宅	K 事業所	◎居宅介護サービス/訪問看 護
E	D-c. 施設	L 事業所	◎介護老人福祉施設
F	D-a. 居宅介護支援 で管理される居宅	M 事業所	◎居宅介護サービス/訪問介 護

2. 4 介護事業所ヒアリング結果

介護事業所ヒアリングから得られた主な意見及び課題を以下に示す。

表 2-4 介護事業所ヒアリングの結果

分類	ヒアリング内容	要件定義・課題としての検討状況
介護被保険者証の電子化	居宅では紛失等により証情報の確認に手間がかかっており、電子化されることにより負担割合限度額証等、全被保険者が保持していない資格情報も確実に参照できるため、すべての事業所において介護被保険者証情報の電子化に対して肯定的な意見。 一例：保険証の紛失も多く、書類の確認にケアマネは大変手間取っている。紙媒体や帳票の運用をなくすことで、被保険者に聞くことなく一目で情報が分かり手続きを進められる。ケアマネの業務効率化に繋がるため、電子化は画期的であり、ぜひ推進していただきたい。	取込済
	事業所の介護ソフトとデータ連携できることにより、手入力の負荷削減、人為的ミスの削減が期待できる。	取込済
	居宅・施設ともに負担割合証の毎年8月頃の更新に係る確認・入力の手間が大幅に削減される。	取込済

分類	ヒアリング内容	要件定義・課題としての検討状況
	寝たきり等の利用者について、認定結果通知や介護被保険者証は事業所職員が市町村の役所の窓口で受け取ることもあるため、市町村の役所に出向く機会が多い。電子上で参照できるようになるのは良い。	取込済
	施設では要介護度が高くマイナンバーカードの4PIN入力可能な利用者は1割程度に留まると予想されるため、4PIN以外の認証方法が必要ではないか。	取込済 4PIN 無しの認証方法として継続検討 (課題 No. K1009)
	遠方から施設に入所する際に入所前の確認段階でマイナンバーカードが介護事業所の手元にないケースや、認知機能が低下している利用者や寝たきりの利用者への考慮が必要。	遠方、代理人による確認として継続検討 (課題 No. K1016)
	資格情報として、介護保険以外に、医療の被保険者証、障害者受給者証、原爆被爆者手帳、難病受給者証、生活保護受給者証等の公費負担の情報も確認しているため、介護保険の資格情報と一元的に確認できるとよい。	その他公費の証情報の確認として継続検討 (課題 No. K1016)
要介護認定情報の電子化・共有	居宅介護支援では自治体窓口に移動するという業務すべてに手間がかかっており、要介護認定情報（概況調査・主治医意見書）が電子化・共有されることにより業務効率化が期待できる。	取込済
	ケアマネジャーは自治体窓口で要介護認定情報の取得と同時に居宅サービス計画作成依頼届出も行っており、居宅サービス計画作成依頼届出が電子化されないと窓口への移動回数は減らないとの意見。	取込済
	要介護認定結果がいつ来るか分からず自治体に問い合わせることがあり、要介護認定申請の進捗状況や結果が、確認したいときに画面上で参照できるとありがたい。	取込済
	特定福祉用具販売や住宅改修の利用履歴を自治体やケアマネに問い合わせる必要があり、利用履歴を参照できると業務負担の軽減になる。	福祉用具購入費の利用履歴の確認として継続検討 (課題 No. K1012)
介護情報の事業所間の連携	ケアプランデータ連携システムの普及による業務効率化を期待する。	取込済
	居宅利用者が施設に移る際、施設サービス計画作成時に過去のケアプランを参照できるとよい。	取込済

分類	ヒアリング内容	要件定義・課題としての検討状況
医療機関・介護事業所との情報共有	医療機関へ居宅サービス計画書（原案、最終版）を郵送しており手間がかかっている。	取込済
	入退院の情報を電子的に共有できることについては利便性が高く、特にケアマネジャーが入院の有無、入退院の詳細の時期、入院中の治療状況や入院前後の ADL（入院によってどう変わったか）がわかると、ケアプランの作成に役立つとの意見。	取込済
	入院時情報提供書は現状医療機関に FAX で送った後、届いているかの確認を電話で行っている。電子的にやり取りできるようになるとありがたい。	医療介護連携として継続検討 （課題 No. K1103）
	施設入所の際に、医療機関から診療情報提供書、看護サマリ（退院時サマリ）、薬剤情報を取得して参照している。	医療介護連携として継続検討 （課題 No. K1103）
	施設入所の際に、医療機関から健診データを取り寄せているが、情報が参照できれば入所判定が楽になる。	取込済 医療介護連携として継続検討 （課題 No. K1103）
	訪問看護報告書は、医師ごとに紙で印刷し郵送している。ケアマネにも任意で送っている。訪問看護指示書・報告書が電子化されることで業務負担の軽減が期待できる。	取込済 医療介護連携として継続検討 （課題 No. K1103）
	訪問看護指示書は医師の署名が必要であるため、紙発行とスキャンの手間が大きい。電子化する際には医師署名への考慮が必要。	取込済 医療介護連携として継続検討 （課題 No. K1103）
	ヒアリングした訪問看護ステーション内は、4 割が医療、6 割が介護の利用であった。同じ利用者で特別訪問看護指示により介護から医療に切り替わることもあり、医療と介護で別運用になるのは不便との意見。	取込済 医療介護連携として継続検討 （課題 No. K1103）
その他電子化に係る意見	加算算定について様式が電子化され、オンライン申請できると手間が減ると考える。	取込済 介護サービス情報公表システムにより実現予定

分類	ヒアリング内容	要件定義・課題としての検討状況
	ケアプランの同意について家族から同意を取るのがほとんどで、郵送でやりとりをしており、かなりの手間になっている。マイナポータルから同意・閲覧できれば効率的になるとの意見。一方で、電子化されたとしてもケアプランの詳細について別手段で説明をする必要があり、家族が仕事等で電話に出られないこともあるため、手間はそこまで変わらないのではないかとの意見もある。また、家族の高齢化も進んでいるため、電子上で確認・同意するのには懸念が残る、との意見もあった。	取込済 マイナポータルを利用した本人同意として継続検討 (課題 No. K1106)
	ケアプランの同意を電子的に取得する場合には、リハビリテーションマネジメント計画書、栄養ケア計画書の同意(初回)も必要ではないか。	マイナポータルを利用した本人同意として継続検討 (課題 No. K1106)
	事故報告書を自治体に提出する必要があるが、自治体によって様式や運用が異なる。事故報告書の様式の統一、オンラインによる提出ができるとありがたい。電子上で提出の履歴が残ると良い。	取込済 介護サービス情報公表システムにより実現予定
運用上の課題	自事業所がメリットを享受するには連携先の介護サービス事業所等の他社が同じように導入する必要があるが、業界としてどう対応するかが懸念ではないか。	導入促進として継続検討 (課題 No. K1017)
	在宅の場合は、利用者が事業所に来訪することはほぼなく、事前相談や契約も含め、すべてを自宅に伺って実施するため、端末を持参しての資格確認をすることになる。在宅の場合、1人1台の端末導入等、初期導入費用がかなりかかるのではないか。	導入促進として継続検討 (課題 No. K1017)
	人材難である状況において、電子機器を使いこなせず、介護サービス提供のみ対応可能なスタッフもいるため、研修や教育を並行して進める必要がある。	導入促進として継続検討 (課題 No. K1017)

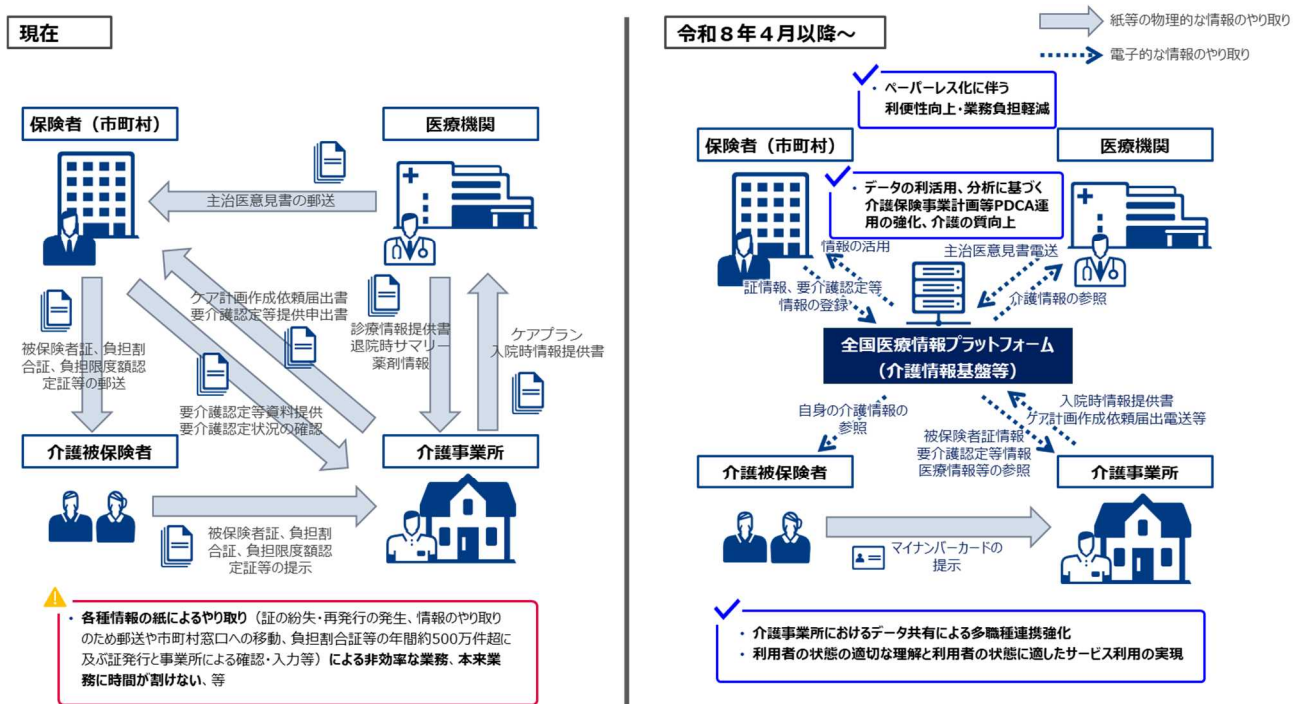
分類	ヒアリング内容	要件定義・課題としての検討状況
	医療機関併設の施設や、自治体直営の地域包括支援センターでは、医療機関に近いセキュリティ対策を実施している施設が多い一方、居宅では、インターネットにつながるネットワークによる個人情報管理、端末アカウントの共有、職種による権限を分離していない等、医療情報を含む要配慮個人情報を他機関とやり取りするにはセキュリティ対策として懸念が残る。	介護 DX のセキュリティとして検討中 (課題 No. K1004)

3. 介護 DX 推進の構想検討

3. 1 介護 DX 推進による介護保険の業務全体の概要

介護 DX 推進によって電子的に情報が共有され、また被保険者証が電子化されることにより、介護業務全体がどのように変化するのか、その概要と代表的なメリットとして、現在想定しているものを以下の図に示す。

図 3-1 介護 DX 推進による介護保険の業務全体の概要



3. 2 介護 DX 推進により期待される効果

介護 DX 推進により期待される効果については、大きく以下の3つに分類される。

図 3-2 介護 DX 推進による期待される効果の概要



これら3つの効果について、それぞれの具体的なメリットとして想定しているものは以下のとおりである。

図 3-3 介護 DX 推進による期待される効果

1. 介護保険被保険者証関連情報の電子化を通じた利便性向上	① 利便性向上・業務負担軽減
・介護保険被保険者証情報の電子化 ・負担割合証情報の電子化 ・認定有効期間のプッシュ通知 ・限度額認定証情報の電子化 ・その他公費負担証情報の電子化	
2. 要介護認定事務の電子化を通じた自治体、介護事業所、医療機関等の業務負担軽減と認定にかかる日数の短縮	
・認定調査の電子化・電送化 ・主治医意見書の電子化・電送化 ・審査会資料の電子化・電送化 ・審査結果の電磁的閲覧 ・審査の進捗状況の電磁的閲覧 ・ケアマネ届出の電子化 ・ケアプラン同意の電子化 ・認定審査情報の開示請求とその対応の電子化	
3. 介護事業所間の情報共有による適切なケアの提供	② データ共有による多職種連携強化
4. 医療介護連携情報の医療・介護間での電子的共有を通じた医療介護連携の促進	
・3文書6情報（診療情報提供書、退院時サマリ、健診情報、アレルギー、感染症、薬剤情報等） ・訪問看護指示書 ・訪問看護計画書 ・訪問看護報告書 ・リハビリテーション指示書 ・入院時情報提供書 ・LIFE情報 ・ケアプラン 等	
5. 主治医意見書等の電子化を通じた2次利用可能性の向上	③ データ利活用による介護の質の向上
6. 蓄積された情報の分析等を通じた介護の質の向上等	
・LIFE情報 ・ケアプラン ・要介護認定情報（認定調査票、主治医意見書） ・レセプト情報	

3. 3 ステークホルダーごとのメリットの検討

介護DX推進において各ステークホルダーが享受するメリットとして想定しているものを以下に示す。

① 利用者（介護被保険者）のメリット

	現在		介護DX化後の未来
被保険者証の電子化	介護の被保険者証って65歳の時に受け取ったまま・・・被保険者証はどこにあったかな・・・	▶	電子的に確認できることで、管理が楽になります！
	負担割合証や限度額認定証とかいろいろ証があるけどどれが必要なの？		スマートフォンで介護被保険者証の情報がまとめて見られるようになります！
	負担割合証が毎年自治体から郵送されてくるので、忘れずに事業所に提示しないと・・・		毎年の負担割合証の提示が不要に！ 介護事業所で確認が可能になります！
認定事務の電子化	そもそも介護保険はどうやって申請するの？	▶	マイナポータルから介護申請方法がわかります！
	申請から認定までかなり時間がかかる・・・いつになったら認定されるの？		今までより審査期間が短くなり早く認定されます！ （1週間程度の短縮） 審査の状況がスマートフォンからわかります！ （介護認定の進捗状況がマイナポータルで見られる）
情報の共有	遠方の親の最近の心身の状態やケアプランは大丈夫なのかな・・・	▶	家族（代理人）が最新のLIFEやケアプランがスマートフォンから見られるようになります！
情報の利活用	今の自分に合ったケアプランなのかな・・・	▶	自分の今の状態に合った一般的なケアプランがわかります！サービス提供している近くの事業所の候補も！
	今のケアプランを変えた場合、どのくらいの費用負担になるのかな・・・		ケアプランを変えた場合の月額の利用料金がわかるようになります！
	今後、どれくらい介護にお金がかかるのかな・・・		今後の介護が必要な期間と一般的なケアプランから介護に必要な概算費用がわかります！

② 保険者（市町村）のメリット

	現在		介護DX化後の未来
被保険者証の電子化	ケアマネ事業所の決定や要介護認定結果時に都度証を発行している・・・	▶	電子的に確認ができるようになり、都度の発行が基本的に不要になります！
	被保険者証の紛失が多くて再発行に手間がかかる・・・		
	負担割合証の年に1回、全認定者に発行していて、郵送も含めて手間がかかる・・・		
認定事務の電子化	主治医意見書へのシステム取り込みが手間・・・（半数：OCR、半数：手打ち）	▶	主治医意見書が電子的に連携されるので、手打ちやスキャンが不要になります！
	審査会資料を毎回印刷して郵送するのが手間・・・		審査会資料が電子的に共有できるので、事前の資料の印刷・郵送が不要になります！
	利用者の要介護認定申請の状況にケアマネから毎日問い合わせがくる・・・		介護事業所から最新の利用者の資格情報や要介護認定申請の進捗状況がオンラインで確認可能になります！
	主治医意見書の郵送や取込み、審査会資料の郵送で、認定審査に時間がかかる・・・		今までより期間が短く認定できるようになります！（1週間程度の短縮）
情報の共有	要介護認定時の情報提供にケアマネから毎日請求が来て対応に時間がかかる・・・	▶	要介護認定時の情報をケアマネはオンラインで閲覧が可能になります！
情報の利活用	給付適正化ってどうすれば効果が上がるの？具体的に何をすればいいのかわからない・・・	▶	国のシステムから具体的なアクションが提供されます！地域全体として介護保険サービスの質の向上に！
	誰に対してどういう介入をすると介護予防事業に参加してもらえるんだろう・・・		国のシステムから具体的なアクションが提供されます！ハイリスクの住民に予防的アプローチ・介入が可能に！

③ 居宅介護支援事業所のメリット

	現在		介護DX化後の未来
被保険者証の電子化	利用者の介護被保険者証が無いのでご自宅まで探しにいかないと・・・	▶	電子的に確認が可能になります！
	毎年の負担割合証の更新時に、全利用者分に変更がないか確認をしないと・・・		オンラインで情報の取得が可能になります！利用者への負担もなくなります！
	認定申請中だったので、請求が返戻されてしまった・・・		最新の利用者の資格情報や申請の進捗状況がオンラインで確認が可能になります！
認定事務の電子化	利用者の要介護申請、いつになったら認定されるのかな・・・	▶	今までより審査期間が短くなり早く認定されます！要介護認定申請の進捗状況も確認可能になります！
	居宅サービス計画作成依頼届出の代理申請で窓口に行かないと・・・		居宅サービス計画作成依頼届出のオンラインによる申請が可能になります！
情報の共有	要介護認定時の情報提供の申請で窓口に行かないと・・・	▶	要介護認定時の情報をオンラインで閲覧することが可能になります！
	新しい利用者さんはどう生活をして今の状態になっているんだろう・・・		過去のLIFE、ケアプラン、健診結果等の情報をオンラインで閲覧が可能になり、これまでの変遷と、最新の状態がわかるようになります！
	利用者のADLは入院前と退院後でどう変化したのかな・・・		
情報の利活用	アセスメントってどうやったらいいの？多職種の視点って？	▶	蓄積されたLIFEのフィードバック、過去のケアプラン等の情報を活用して、予後の可能性を利用者と共有しながら、ケアプランが立てられるようになります！
	このケアプランって利用者にとどう説明したらいいんだろう・・・		

④ 介護サービス事業所のメリット

	現在		介護DX化後の未来
被保険者証の電子化	利用者の介護被保険者証が無いのでご自宅まで探しにいかないと・・・	▶	電子的に確認が可能になります！
	毎年の負担割合証の更新時に、全利用者分に変更がないか確認をしないと・・・		オンラインで情報の取得が可能になります！ 利用者への負担もなくなります！
	認定申請中だったので、請求が返戻されてしまった・・・		最新の利用者の資格情報や申請の進捗状況がオンラインで確認が可能になります！
認定事務の電子化	利用者の要介護申請、いつになったら認定されるのかな・・・	▶	今までより審査期間が短くなり早く認定されます！ 要介護認定申請の進捗状況も確認可能になります！
情報の共有	新しい利用者さんはどういう生活をして今の状態になっているんだろう・・・	▶	過去のLIFE、ケアプラン、健診結果等の情報をオンラインで閲覧が可能になり、これまでの変遷と、最新の状態がわかるようになります！
	退院・退所後に気をつけなければいけない医療的な管理って何があるんだろう・・・		
情報の利活用	アセスメントってどうやったらいいの？ 多職種の視点って？	▶	蓄積されたLIFEのフィードバック、過去のケアプラン等の情報を活用して、予後の可能性を利用者と共有しながら、サービス計画が立てられるようになります！
	この個別サービス計画って利用者はどう説明したらいいんだろう・・・		

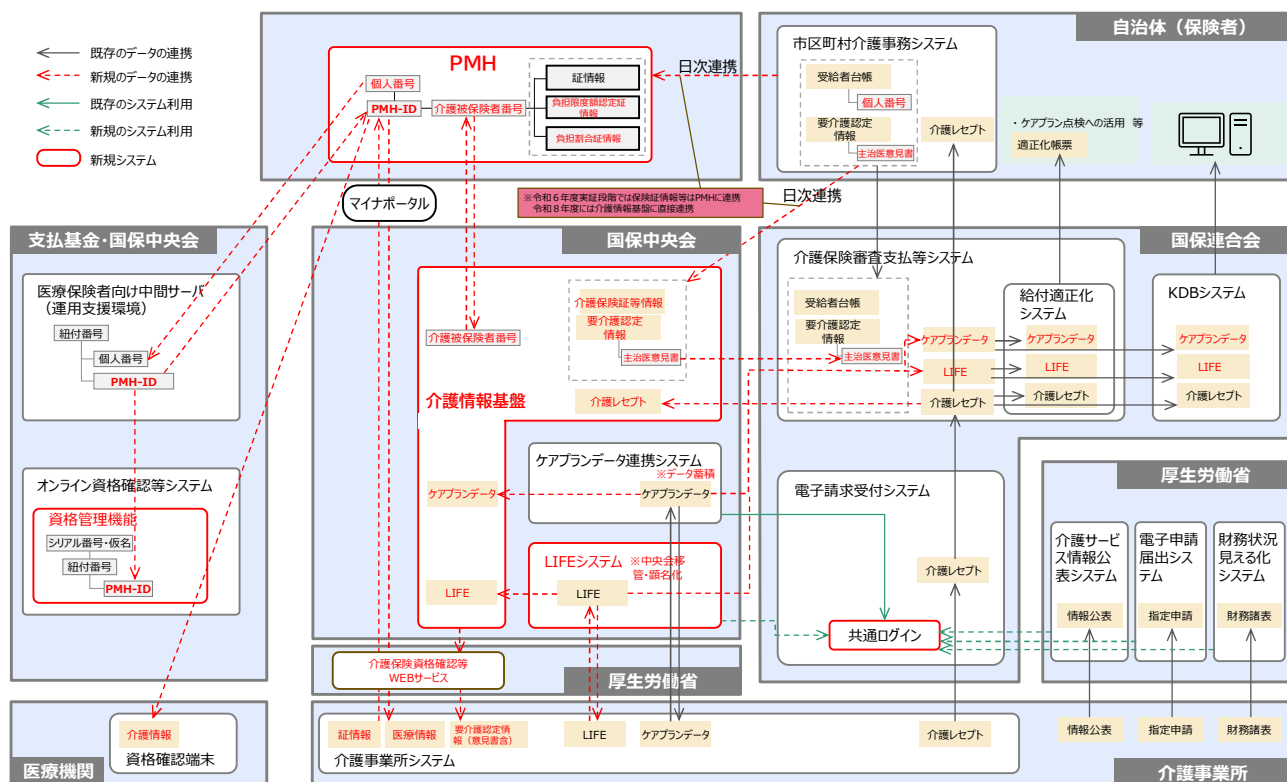
⑤ 医療機関のメリット

	現在		介護DX化後の未来
認定事務の電子化	主治医意見書を印刷して郵送するに手間と時間がかかる・・・	▶	主治医意見書を医療機関から電子的に入力が可能になりオンラインによる提出が可能になります！
情報の共有	患者さんはどういう生活をしていて生活上留意しなければいけないのはどういうことなんだろう・・・	▶	要介護度や、ケアプラン、LIFEの情報から、最新の介護の状態がわかります！
	本人が望んでいる状態ってどういうことなんだろう・・・		

3. 4 全体システムイメージ

デジタル庁事業「医療助成・予防接種・母子健康にかかる情報連携機能の調査研究」事業で構築する PMH (Public Medical Hub) による自治体・医療機関との接続の仕組みを踏まえ、介護に関しても同様の PMH 及び国保中央会において新規開発する介護情報基盤を中心としたシステム構成を想定し、検討を進めている。

図 3-4 介護 DX の全体システム構成



3. 5 介護DX推進のロードマップ

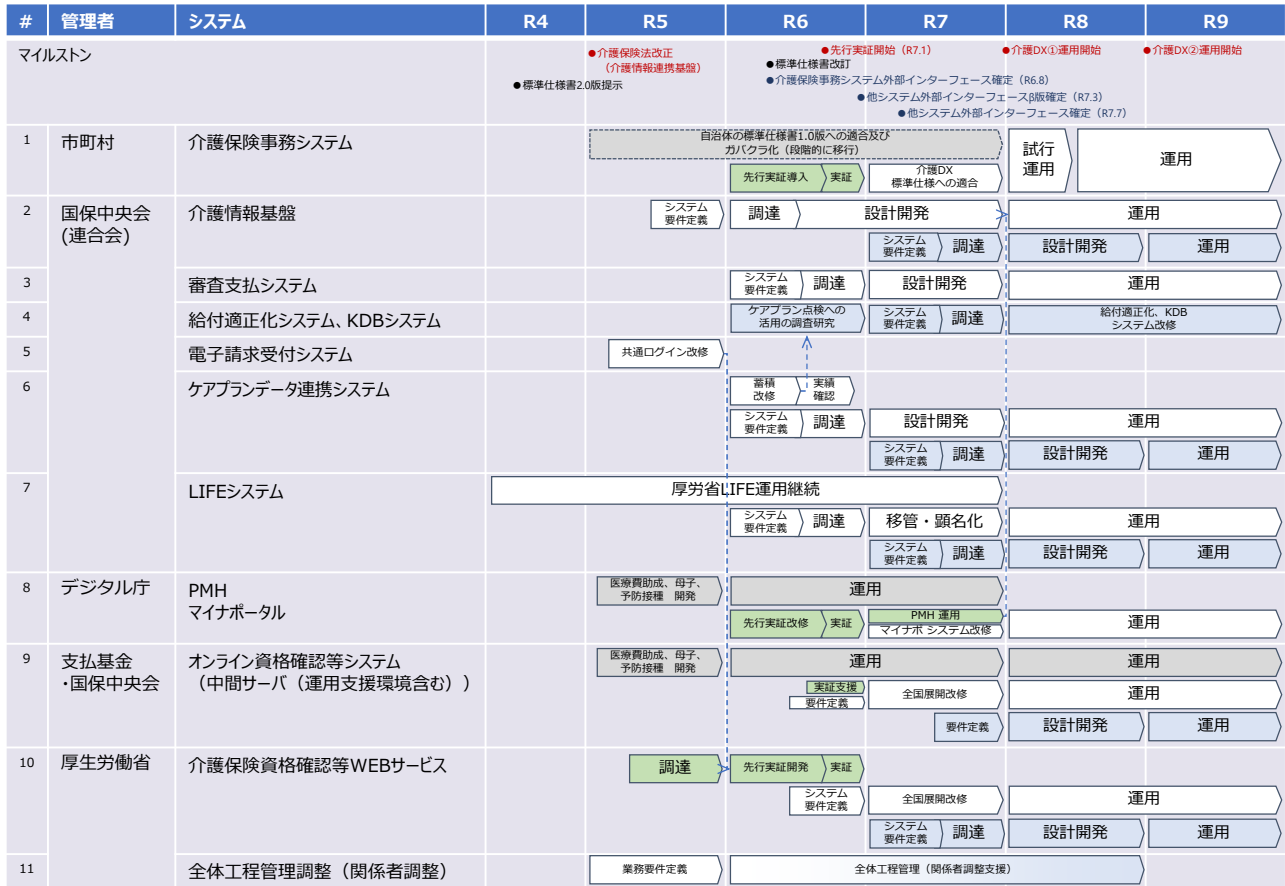
介護情報基盤は令和８年度中に運用を開始するとしており、それぞれの機能については、データ蓄積が前提となる機能、他システムとの連携を整備しつつ、令和８年度から順次展開していくことを検討している。想定しているロードマップを以下に示す。

図 3-5 介護 DX 推進のロードマップ°



実現における各関連システムの設計・開発等の想定スケジュールは以下のとおりである。

図 3-6 介護 DX 推進の各関係者のスケジュール



4. 継続検討課題

本事業における課題事項の中で、引き続き課題となっている事項を以下に示す。当該課題については、来年度以降、各関係者との調整をもとに引き続き検討が必要である。

表 6-1 検討課題一覧

No	課題タイトル	課題内容
K1001	介護 DX のメリット、ステークホルダーごとのメリット	介護 DX の全体スケジュール、各ステークホルダーのメリットの整理
K1002	共有対象情報の同意取得	介護情報基盤で共有する情報の種類と同意の取得、参照の範囲の整理
K1003	データの流れと法的根拠の整理	各情報のデータの流れ、委託の関係、法的根拠について整理
K1004	介護 DX におけるセキュリティ	介護 DX における事業所を含めたセキュリティの検討
K1005	ケアプランデータ連携システムの位置付け	ケアプランデータと、ケアプランデータ連携システムの位置付けの整理
K1006	証情報の範囲、同意取得の必要性	介護被保険者証を含めた証の電子化、証情報の電子化による参照と同意の考え方、法整備の検討
K1007	介護情報のデータ保存期間について	介護情報基盤における情報の保存期間の整理
K1008	ID5 の PMH-ID による取得	ID5 の取得方法を PMH-ID を経由した取得に変更する際のシステム連携方法の整理と法的根拠の整理
K1009	MNC による本人確認方法（4PIN なし）	4 PIN なしによる MNC による認証方法の具体的なシステム方式の整理
K1010	主治医意見書の連携方式	主治医意見書のシステム連携方式の整理

No	課題タイトル	課題内容
K1011	みなし 2 号の取り扱い	みなし 2 号について介護情報基盤に取り込むか整理
K1012	福祉用具の利用額共有	福祉用具の利用額について介護情報基盤に共有対象情報として取り込み、ケアマネ等介護事業所に共有対象情報として共有するかの整理
K1013	自治体の移行方針の検討	標準仕様に移行が困難とされた自治体について、令和 8 年度の全国展開において、どのような移行方法とするか移行方法、運用を検討する
K1014	PMH の移管	PMH 共通部分の関係者との移行方法の整理 PMH 介護を令和 6 年度に開発後、運用の引継と介護情報基盤への開発にどのように移管するかの整理
K1015	介護情報基盤における個人番号の取り扱い	介護情報基盤における個人番号の取り扱い
K1016	MNC 運用の検討（遠方の利用者、代理人）	遠方の利用者のマイナンバーカードによる証の確認方法や、遠方の家族が代理人として情報を参照する具体的な運用方法の検討
K1017	普及促進、補助事業	介護事業所へのシステム導入費用等の資金面及びレクチャー等の技術面の双方の支援の必要性の整理
K1018	災害時における介護情報閲覧の検討	大規模災害発生時の介護情報基盤、Web サービスとしての業務継続計画、介護情報閲覧等利用範囲拡大の検討
K1101	他証情報等の参照（PMH 公費との調整）	介護の証情報以外に、公費や医療の証について、介護事業所において参照したいニーズに対する技術面、制度面の検討
K1102	居宅サービス計画書第 5 表の共有対象情報としての取り込み	居宅サービス計画書第 5 表を共有対象情報とするかの整理。 入所前に支援経過記録を参照したいとのニーズがある
K1103	医療介護間の情報の連携	医療機関と介護事業所間の情報連携の具体的にやり取りする情報と、各情報の連携方式についての整理
K1104	その他共有情報の整理	その他、共有すべき情報の整理 ・訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）の電子化 ・リハビリテーション指示書の電子化 ・ショートステイやデイサービスにおけるサマリー ・リハビリ計画書、栄養ケア計画書の同意

No	課題タイトル	課題内容
K1105	老健も含めた医療行為を行う事業所の整理	老人保健施設、介護医療院の医療行為を行う事業所について、オンライン資格確認等システム導入の対象外のため、医療行為を行った処方箋の共有等、連携ができないため、必要性和その場合の方式等の整理が必要
K1201	蓄積されたデータの利活用	蓄積されたデータの活用について、見えるかシステムや介護給付適正化システム、KDB 等、活用方法の具体を検討する